大和市立柳橋小学校 いじめ防止基本方針

令和5（2023）年度更新

いじめは、重大な人権の侵害行為であり、人の心や体に深い傷を残す残酷性を持っています。
しかし、いじめをする側は、このことを安易に考えているところに問題があります。いじめを阻止していくためには、学校全体で「いじめは絶対にゆるされることではない」という禁止の強い意志を子どもたち一人一人に示し、その徹底を図っていくことが大事です。そのためには、道徳教育、情報モラル教育等を核として、全教育活動の中で効果的に実践しなければなりません。更に小中連携の手立てや機会を見直し、改善を図り、問題を抱える子どもの継続的な支援体制を整えていくことも大事です。

また、いじめの問題の対応は、早期発見、未然防止に尽きると思いますが、学校、家庭、地域が一体となって、地域での子ども同士の絆を深める居場所づくりを進め、子どものサインをキャッチしやすくする必要があります。学校では、居場所づくりの一環として。これらの環境をベースに踏まえて、「わかる授業」の工夫を始め、他の活動においても全ての子どもたちが参加し、自主的に取り組むことができるようにすることが求められています。

子どもや保護者との信頼関係は、年2回にわたるアンケート調査や個人面談の機会を核として構築していきます。問題が明らかになった場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応し、いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、全ての関係者との連携を図っていきます。それが、被害を受けた子どもを守り通す近道になるからです。いじめた側の子どもに対しては、ただ注意するのではなく、その子どもの人格的成長を願い、教育的配慮を忘れず、毅然とした態度で指導にあたることが効果的といえます。

（1）いじめの未然防止

・思いやり 親切 友情 自主自立 規則尊重等に係る内容を道徳科を中心に進めていく
・異学年交流ややなぎばし祭り等、学校や学年を超えた体験活動を通して、互いのよさを認め合う心情を培っていく
・よりよい学校づくりを目指して、児童会によるあいさつ運動を展開していく
・いじめ防止に向け、子どもたちの自主性を尊重しながら、学級 学年 学校と取り組みの場を広げていく
・いじめの態様や対応についての研修の場をもち、職員会議等で情報を共有することで、「いじめは絶対にゆるされない」との共有認識を高め、組織的な指導支援体制を整えていく
・子どもを対象とした児童指導集会を実施し、「いじめ防止」の意識を高めていく
・色々な国の文化等について理解を深める授業を実施することにより、共生社会での生き方について考える場とする
・年2回（6月・12 月）の「よりよい学校生活アンケート」調査により、子どもの意識の変容をみとり、学級や学年の経営に役立てる
・学校のきまり「よりよい生活のために」を家庭・地域と共通理解し、「自分で考え、正しいことを判断できる力」を育む
・いじめ防止撲滅ポスターを校内掲示し、「いじめはダメ」という意識を広める

（2）いじめの早期発見

・各学級での見取りと日常観察（つぶやき　会話　ノート　作文　連絡帳）
・養護教諭との情報交換（保健室での児童の様子や悩み、登校状況　等）
・月１回　児童指導・児童活動部での各学年からの情報共有　（子どもの様子　家庭環境の変化　交友関係　行動範囲等）
・月１回のいじめを含めた問題行動・不登校などについて情報共有、対応検討（校内委員会）
・年２回（6月・12月）よりよい学校生活アンケートの調査・分析（子どもの願い　困り感を探る）
・打合せ　職員会議での情報交換『0番』
　（「いじめは絶対にゆるされない」の観点から振り返り　個々の事象を見つめる）

（3）いじめの早期対応…情報交換　事実確認　指導

・いじめ対応委員会緊急会議、組織的な対応を行う（調査・情報収集・情報共有・対応検討）
・関係者　機関との連携（保護者　専門機関　教育委員会）※詳細は重大事態への対応へ
・支援内容の検討（いつ　どこで　どのように）
・いじめ対応委員会での対応報告とその検討

（4）インターネット上のいじめの~~対応~~防止

インターネット上では、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性等について学ぶことで、インターネットを通じて行われるいじめの危険性について知り、インターネット上でのいじめ防止の意識を持たせる。

（5）保護者への教育相談体制

・個別面談（7月・12月）教育相談
・青少年相談室相談員との面談（適宜）

（6）児童指導体制

・学年、学校全体による支援、協力
・ケース会議（適宜）
・青少年相談室相談員とのカンファレンス

（7）校内研修

・拡大支援会議（特別支援学級児童についても含む）　　（健康安全・支援部）（2回／年）

（8）重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより次の疑いがあると認める場合
・子どもの生命 心身 財産に重大な被害が生じている
（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）
・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている
（いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数が年間30日（目安）に達したとき）

≪重大事態での対応≫
・市教育委員会を通して、市長へ報告
・拡大部会（いじめ対策委員会、関係機関等で構成）を市教育委員会と協議の上、設置する
・調査の実施
・大和市教育委員会への調査結果報告
・いじめを受けた児童、保護者に対し、調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する

≪拡大部会の構成≫
・構成員は専門的知識や経験を有する者等の参加を図り、当該調査の公正性、中立性を図る
・校内での構成員は、管理職 担当総括教諭 教育支援中核教諭 教育相談コーディネーター 養護教諭 、
担任、 学年リーダー その他関係教諭等とする。

≪情報整理・報告≫
・発生した事案の調査結果の整理
・調査で明らかになった事実関係の情報提供・説明
・大和市教育委員会への調査結果報告